

OTASUKE人事

運送業編 第十話 「トラックドライバーの腰痛は労災か？」の巻

「イテテテテテッ・・・！ちきしょーーーー！！」Aさんは勤続30年のベテラントラックドライバーである。50歳も超え、冬場の荷物の積み下ろしはかなり腰にくるようだ。しかし今回はこれまでの痛みとは違う。何とAさんはそのまま倒れ込んでしまった。どうにも起き上がれず救急搬送されてしまったのだ。

診断の結果、腰痛で全治3カ月となってしまった。会社も休まねばならないし、治療費もかかる。これはまいった・・・。まだまだ学生の子供が2人もいるし・・・。ふとAさんは思いついた。「仕事中に痛みが出たのだからこれは労災だよ。うん、そうだ。それなら治療費は無料だし、給料の8割くらいは補償してくれるんだよね。そうだそうだ。今まで会社に尽くしてきたから労災にしてくれるだろう。明日会社に電話してみようっと！」と思ったAさん。明るる日会社に電話した所、会社からの返答は意外なものだった！？



<Aさんの言い分>

作業中に腰痛になってしまったよ。運転や現場での荷物の積み下ろしは腰にくるんだよね。今まで30年も作業してきたからなあ。これは労災だよな？



<会社の言い分>

Aさん、残念ながら労災は無理だよ！だってAさんは学生の頃、ラグビーで腰を痛めたと言っていたじゃないか。持病だから労災には出来ないよ。持病がたまたま仕事中に発症したのでしょうか。

この場合は労災で扱えるのでしょうか？

【論点整理】

- (1) 「労災保険」について・・・労災保険から給付がされる為には、以下の2つのポイントがあります。
- ①. 「業務遂行性」・・・仕事中に発生したケガ・病気であるかどうか
 - ②. 「業務起因性」・・・仕事がけが・病気の原因になったかどうか

簡単に言うと、この2つが認められなければなりません。

(2)「腰痛の労災基準」について・・・

①.行政解釈では、業務上災害として腰痛を発症しやすい業務の例として、港湾荷役作業、大工、左官、車両系建設用機械の運転等と並べ、長距離トラックの運転も例示しています。
(昭和 53 年 3 月 30 日基発第 186 号)

②.厚生労働省の「業務上腰痛の認定基準」では、災害性の原因による腰痛と災害性の原因によらない腰痛の基準を定めています。ここでは「比較的短時間（約 3 カ月以上）、長距離トラックの運転業務などに従事したことによる筋肉等の疲労を原因として発症した腰痛」また、「約 30 kg以上の重量物を労働時間の 3 分の 1 程度以上に及んで取り扱う業務に約 10 年以上の相当長期間にわたり継続して従事した事による骨の変化を原因として発症した腰痛」は労災補償の対象となります。

↓

今回のケースは、上記基準に基づき判断されることとなりますが、会社側の言い分は正しいとは言えないでしょう。



■おたすけ社労士からのアドバイス！ココがポイント！■

上記会社の対応は×です。労災にすると、労基署の調査が入ってしまう。保険料率があがってしまう・・・などなど考えての事からかもしれませんが、労災はそもそも会社が認めてあげるものではありません。労災保険は従業員さんが会社を通さず申請できます。

発症した状況を良く従業員さんにヒアリングし、先ずは必ず社労士に相談してください。のちのち労災隠しとなったり、従業員の家族からクレームがあったりと必ずトラブルとなります。

“中小企業の人事労務”は「ヤマダ総合公認会計士事務所・人事労務事業部」へ！

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp

